

事務連絡  
令和2年3月10日

各港湾管理者（港湾担当部長） 殿  
国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の港湾管理者  
各市  
広尾町  
各一部事務組合  
新居浜港務局

（港湾担当部長） 殿

国土交通省港湾局 総務課長  
海岸・防災課長

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する  
政府の取組について（周知・協力依頼）

新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染が拡大している現下の状況を踏まえ、出入国管理及び難民認定法の適用について、本日、別添1のとおり閣議了解が行われましたので周知いたします。

これにより、別添2のとおり3月11日午前0時からイラン・イスラム共和国、イタリア共和国及びサンマリノ共和国の地域が対象に追加されます。

なお、この他、中華人民共和国については、本邦への上陸申請日前14日以内に同国湖北省又は浙江省に滞在歴のある外国人及びこれらの省で発行された旅券を所持する外国人が、引き続き上陸拒否の対象となっていることを申し添えます。

貴職におかれましては、水際対策を一層徹底する観点から、検疫所等と連携し、引き続き別添3の新型コロナウイルス感染症対策について実施をお願いします。

なお、貴都道府県管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方お願いいたします。

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症  
に関する政府の取組について

（ 令和 2 年 3 月 10 日  
国家安全保障会議決定  
閣 議 了 解 ）

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症について、中華人民共和国以外の国等においても感染が拡大している現下の状況を踏まえて、中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に対する水際対策の抜本的強化に向けた更なる政府の取組について（出入国管理及び難民認定法の適用）（令和 2 年 3 月 6 日閣議了解） 3 に基づき、閣議了解を行い、下記により対応する。

記

出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号の適用について

- 1 法務大臣は、当分の間、中華人民共和国を除く国又は地域の州その他これに準ずる行政区画（以下「特定州等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の感染者が多数に上っている状況等があり、当該特定州等に滞在する外国人の本邦への上陸を拒否すべき緊急性が高い場合には、本邦への上陸の申請日前 14 日以内に当該特定州等における滞在歴がある外国人については、特段の事情がない限り、出入国管理及び難民認定法第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人であると解するものとする。
- 2 1 に基づく取扱いについては、3 月 11 日午前 0 時（日本時間）から行うものとする。
- 3 1 の変更については、別途閣議了解を行う。

以 上

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年3月10日閣議了解）等に基づく措置について

中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について（令和2年3月10日閣議了解）等に基づく、出入国管理及び難民認定法における上陸拒否の対象となる中華人民共和国を除く国又は地域の特定州等は次のとおり。

#### 1. 大韓民国

- ・大邱広域市及び慶尚北道清道郡<sup>1</sup>（令和2年2月26日）
- ・慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡及び軍威郡<sup>2</sup>（令和2年3月6日）

#### 2. イラン・イスラム共和国

- ・ギーラーン州、コム州及びテヘラン州<sup>2</sup>（令和2年3月6日）
- ・アルボルズ州、イスファハン州、ガズヴィーン州、ゴレスタン州、セムナーン州、マーザンダラン州、マルキャズィ州及びロレスタン州<sup>3</sup>（令和2年3月10日）

#### 3. イタリア共和国

- ・ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、ピエモンテ州、マルケ州及びロンバルディア州<sup>3</sup>（令和2年3月10日）

#### 4. サンマリノ共和国

- ・全ての地域<sup>3</sup>（令和2年3月10日）

（以上）

---

（注1）新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月26日）、国家安全保障会議決定（令和2年2月26日）及び閣議了解（令和2年2月26日）

（注2）新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年3月5日）、国家安全保障会議決定（令和2年3月5日）及び閣議了解（令和2年3月6日）

（注3）令和2年3月11日午前0時（日本時間）から実施（ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者については、対象としない）。

## 港湾における新型コロナウイルス感染症対策

- 検疫所作成の啓発ポスター（症状がある乗客の検疫官への申告）を、港湾管理者等がクルーズ船及び国際フェリーの国際旅客船ターミナル等に掲示し、利用者への情報提供の実施【検疫所業務への協力】（令和2年1月16日付及び令和2年1月21日付事務連絡）
- 港湾管理者・整備局において、検疫所によるサーモグラフィ検査が滞りなく実施されていることを現場で確認【検疫所業務の把握】（令和2年1月21日付事務連絡）
- 各港で設置している港湾保安委員会等の枠組みを活用した、C I Q官署や港湾関係者等との情報共有・意見交換の実施【検疫所との連携体制の構築・情報提供】（令和2年1月27日付事務連絡）
- 検疫所からの依頼があれば、ターミナル内におけるアナウンスの実施及び入国者の導線の分離について、港湾管理者等の協力【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 発症が疑われる旅客が発生した際に検疫所から依頼があれば、患者等の搬送の準備が整うまでの間のターミナル内の待機場所を提供できるよう、あらかじめ確認【検疫所業務への協力】（令和2年1月24日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルを含む国際埠頭内で働く職員や作業員、従業員などに、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等を行い、感染予防対策に努める【職員等の感染予防対策】（令和2年1月30日付事務連絡）
- 旅客船ターミナルにおける日本政府観光局（JNTO）のコールセンタのチラシの掲示・配布等による外国人利用者への情報提供の実施【JNTOへの協力】（令和2年1月31日付事務連絡）
- 職員全員に対し、厚生労働省発表の「新型コロナウイルスを防ぐには」を周知するとともに、アルコール消毒液設置等の感染対策の実施【職員への感染対策】（令和2年2月17日付事務連絡）

- 「相談・受診の目安」を周知し、発熱等の風邪症状が見られるときに、職員の方々が休みやすい環境整備を進めるとともに、時差出勤やテレワークの活用の特段の配慮を実施。また、イベント等を開催する際には、適切な対応に努める【職員等への感染対策】（令和2年2月20日付事務連絡）